

平成23年10月1日施行

沖縄県暴力団排除条例

条例の基本理念



- ・暴力団を恐れること
- ・暴力団に対して資金を提供しないこと
- ・暴力団を利用しないこと
- ・暴力団と交際をしないこと
- +暴力団事務所の存在を許さないこと

条例制定の目的

警察 VS 暴力団 から 社会 VS 暴力団 へ転換 !!

県内の暴力団は、組織実態を隠しながら資金を得るための活動を行い、県民生活や社会経済に不当な影響を与えています。こうした暴力団の不当な行為に対し、県、事業者などをはじめ、社会一体となって、県民の平穏な生活や健全な社会経済活動を確保することを目的として沖縄県暴力団排除条例が制定されました。

条例の主な内容

■青少年の健全な育成を図るための措置

- ・青少年のための良好な環境を確保するため、学校や図書館などの一定の施設の周囲 200 メートル以内における新たな暴力団事務所の開設や運営を禁止します。
- ・地域や学校などで、青少年に対し、暴力団の危険性などについての教育や指導を行います。



■事業者による利益の供与の禁止

- ・事業者が、暴力団の威力を利用して見返りとして暴力団員に金品などを提供することを禁止します。



■不動産の譲渡等に関する措置

- ・不動産の売買や貸付けなどの取引をしようとする県民や事業者は、契約の相手方に対し、その不動産が暴力団事務所に使用されるものでないことを確認を行います。もし、暴力団事務所に使用するとわかった場合は、契約を行わないよう努めることとします。

